

燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれている。一方、石油産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産には消極的な姿勢にあることから、需給環境を悪化させており、価格高騰に拍車をかけている。

そうした中、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材（肥料、飼料など）や農業用施設は昨年より価格上昇を続けている。コロナ禍などの需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫している。

一方、新規就農を支援する事業においては、来年度より「新規就農者育成総合対策」との名称に変わり事業内容が大幅に変更となった。これまで全額国費負担で支援が行われてきたが、地方負担が伴う事業内容となっている。このため、地方自治体の財源によって取組みに差が生じることや十分な支援が受けられない就農者が発生する可能性があり、これまで通り国の全額負担が求められている。

については、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策などについて、万全な政策を講ずるよう下記の内容を要望する。

記

1 燃油や生産資材等の価格高騰対策について

農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補填する対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

また、燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材（肥料、飼料など）に加え、農業用施設などの価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

2 新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取組みに差が生

じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

大空町議会議長 近藤 哲雄